ii　液体を積載した区画室を含む各損傷の一の仮想の初期条件は、等喫水を夏期満載喫水により作成する満載区画室を含む仮想の当該初期条件を使用し、等喫水を用いた夏期満載喫水により作成することができる。iに規定する積載の条件における重心の高さ及び自由表面の補正を使用し、各損傷について独立した計算を行うものとし、損傷するものとする液体を積載した区画室のみが損傷前に空であるものとする。

iii　損傷については、iiに規定する初期条件を使用し、損傷時復原性の基準に従って確認する。（各損傷について一の初期条件を使用する。）

(13) (f)の次に次のように加える。

(g) 復原性計算機、復原性ソフトウェア又は他の承認された方法を使用する積載の条件については、(a)、(c)、(d)及び(e)に規定する残存復原性の基準の遵守を証明することを要求されないこと。

○外務省告示第二百五十五号

平成二十七年七月四日に東京で、ホイアン市日本橋地域水質改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ホイアン市日本橋地域水質改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十一億千万円

3　贈与の供与期限　平成三十三年十二月三十一日まで

4　署名者

日本側　深田博史在ベトナム大使

ベトナム側　ブイ・クアン・ヴィン計画・投資大臣

平成二十七年七月十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百五十六号

平成二十七年七月四日に東京で、ハイフォン市アンズオン浄水場改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ハイフォン市アンズオン浄水場改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　二十一億九千六百万円

3　贈与の供与期限　平成三十二年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　深田博史在ベトナム大使

ベトナム側　ブイ・クアン・ヴィン計画・投資大臣

平成二十七年七月十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百五十七号

平成二十七年七月四日に東京で、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　三億五千四百万円

3　贈与の供与期限　平成三十二年十二月三十一日まで

4　署名者

日本側　深田博史在ベトナム大使

ベトナム側　ブイ・クアン・ヴィン計画・投資大臣

平成二十七年七月十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百五十八号

平成二十七年七月七日にマプトで、マプト市医療従事者養成学校建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモザンビーク共和国政府との間に行われた。

1　内容　贈与の限度額を「二十億七千百万円」に改める。

2　署名者

日本側　水谷章在モザンビーク大使

モザンビーク側　ニェレティ・ブルーク・モンドラーネ外務協力副大臣

平成二十七年七月十七日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第千八百二十三号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十七年七月十七日

農林水産大臣　林　芳正

1　品種登録の番号、品種登録の年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

1　品種登録の番号　第24378号

2　品種登録の年月日　平成27年7月8日

3　登録品種の属する農林水産植物の種類

Oryza sativa L.

4　登録品種の名称　金（きん）のいぶき

5　育成者権の存続期間　25年

6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所

宮城県

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

7　出願公表の年月日　平成25年8月12日

II　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局新事業創出課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年七月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

和歌山県田辺市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年七月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十年十月十五日農林省告示第九百九十号、昭和五十三年七月二十一日農林水産省告示第六十五号、昭和五十八年八月十九日農林水産省告示第千四百九十四号（一に係るものに限る。）、昭和五十九年四月二十八日農林水産省告示第八百六十三号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年七月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山梨県笛吹市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、笛吹市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）